

食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

<https://www.ofsi.or.jp/>

2025

8月号

No.356

I N D E X

- 巻頭言 ②
- 令和7年度 第47回食品産業優良企業等表彰のご案内 ④
- 令和6年度 物流生産性向上推進事業に係る2次公募 ⑤
- 令和6年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集 ⑥
- 〈日本商工会議所・東京商工会議所〉
「中小企業の賃金改定に関する調査」の
集計結果が公表されました ⑥
- 〈農林水産省〉
食料システム法に関する地方説明会の
開催及び参加者の募集について ⑦
- 〈公正取引委員会〉
フードサプライチェーンにおける商慣行に関する
実態調査報告書について ⑦

巻 頭 言

先日、平川祐弘先生の自伝出版記念会に出席した。

学者、教え子、出版関係者など約80人が出席し、大変な盛り上がりを見せた会合であった。

記念会では、英文学者の行方昭夫氏の開会のあいさつと乾杯に始まり、教え子で比較文学の学者などが平川先生から受けた学恩などを感謝を込めて話された。荻窪の読売カルチャーセンターでの先生のクラスの受講生もお祝いの言葉を述べた。

以前の巻頭言で触れたこともあるが、平川先生は比較文学の大家で東大名誉教授である。私との関わりは、私が大学の教養学部の1年生の時に先生のゼミに参加したことに始まる。先生のゼミは小泉八雲や森鷗外などを読むクラスであり、私自身は必ずしもできの良い学生ではなかった。しかし、先生の教室での話し振りやゼミ生への接し方に現れる人間性や該博な知識と東西の文化にわたる鋭い視点に魅了され、それ以来、社会人になってからも先生の著書や雑誌「新潮」に掲載された論文などを読み続けてきた。農林水産省に入って30年以上勤務し、その間、イギリス留学、ワシントンの大使館勤務なども経験した。また、農林水産省退職後はチリ大使を務めるという人生を送ってきたが、海外で勤務する際には常に先生の本を持参しずっと知的刺激を受け続けてきた。(先生を師と仰ぎ続けてきたことについては、先生の著書「開国の作法」(勉強出版、平川祐弘決定版著作集)に拙文を寄せた。その一部が自伝の下巻に引用されている。)

現在先生は94歳であるが、荻窪の読売カルチャーセンターで源氏物語を原文と英語で読むクラスを続けられている。チリから帰国した私はこのクラスが存在を知り、コロナ禍の中断を含めて10年ほど聴講生として参加している。

この度出版された自伝「一比較文学者の自伝」は、上下巻1200ページ以上に及ぶ大部のものであるが、これが最後の本ではなく、現在も旺盛な執筆活動が続けられており、これに続く新たな出版の予定があると聞いている。

先生は若い頃フランス、ドイツ、オーストリア、英国、イタリアに留学、その後、中国、台湾、アメリカなどにも長期滞在されている。したがって英語のみでなく、フランス語、イタリア語、ドイツ語そして中国語にも堪能である。コロナ禍の3年半荻窪のクラスは休みとなったが、その間にラフカディオ・ハーンに関する英文の著書も出版されたところである。

外国語では英語だけでなくフランス語やイタリア語でも本を書かれている。また最近は海外に行かれることはないがフランス、アメリカやカナダ、中国や台湾などにおいても招かれて学生に講義をし、セミナーに参加したり、講演を行ったりされている。国内で膨大な著作をしかつ国際的にも活躍するという平川先生のような学者は日本にはあまりいないのではないかと思う。

平川先生は、出版記念会の最後のあいさつで、源氏物語の宇治十帖の一節と翻訳者アーサー・ウェイリーの解説を94歳とは思えない非常に張りのある声で朗々と読み上げられた。

私自身はちょうど先生より20歳若いのであるが、今もって日本語の本も書いたこともなければ、仕事で使ってきた英語による本も書いたことがない。20年後先生の年齢になったときいったい自分は何をしているだろうかと、暗然たる思いがする。違う分野の人間であるが、先生の後姿を追いながら、少しでも先生に近づけるように日々努力したいとの思いである。

この先生の自伝は、先生が比較文学の世界でいかに現在のところまで上り詰められたか、その経過が非常に詳しく語られている。そして、この本の優れたところは、先生の戦前から戦後にわたる学業、教育活動、執筆活動を中心とした人生が語られるなかで、非常に貴重な比較文化論、比較政治論、比較外交論、戦前戦後の思想史となっていることである。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

会長 村上秀徳

令和7年度 第47回食品産業優良企業等表彰のご案内

本表彰は、食品産業の発展と国民食生活の向上に寄与することを目的に昭和54年に始まり、以来、食品製造業及び食品流通業において、顕著な功績をあげた企業、団体、個人及び高度の技術・技能の保持者を広く顕彰しています。

■表彰部門 <食流機構は、下記表彰部門のうち、「食品流通部門」を担当しています>

◆食品産業部門<農商工連携推進タイプ>	地域の農林水産物の生産者との連携による功績
<経営革新タイプ>	経営の近代化、新技術・新製品開発、栄養・健康に配慮した食品の開発・普及による功績
◆食品流通部門	食品卸売業・小売業の発展と食品の流通の合理化による功績
◆CSR部門	食品製造業のCSRの推進等による功績
◆環境部門<食品リサイクル推進タイプ>	食品循環資源の再生利用等の促進による功績
<容器包装リサイクル推進タイプ>	容器包装の排出抑制、再使用及び再生使用等の功績
<省エネ等環境対策推進タイプ>	省エネ・省力化技術の推進又は環境の保全による功績
◆団体部門	団体運営が特に優秀なもの、し界の発展への功績
◆マイスター部門	食品の製造・加工等において高度の技術・技能を有する者

■表彰区分

- ・農林水産大臣賞
- ・農林水産省大臣官房長賞
- ・一般財団法人 食品産業センター会長賞
- ・公益財団法人 食品等流通合理化促進機構会長賞

受賞者には、表彰式典の席上で農林水産大臣賞をはじめ各賞に係る賞状が授与されます。また、受賞者の功績等は関係方面に広く紹介されます。

■応募締切日

令和7年9月29日（月） 消印有効

■スケジュール

学識経験者等によって構成される審査委員会が年内に開催され、各賞の受賞者が決定されます。結果は、令和8年1月下旬から2月上旬にかけてそれぞれの受賞者及び推薦者に通知され、表彰式典は同年3月上旬に東京都内で行われる予定です。

<問い合わせ先>

当表彰は、（一財）食品産業センターと共催で実施しています。

詳細は、食流機構ホームページ（<https://www.ofsi.or.jp/yuryoukigyoku/>）に掲載しております。

総務部：TEL（03-5809-2175）

令和6年度 物流生産性向上推進事業に係る2次公募

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入の導入を支援します。

URL : <https://www.ofsi.or.jp/logi-suisin/koubo>

■物流生産性向上実装事業

1. 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）において推奨されている標準仕様パレットの導入
2. 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト）
3. パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
4. パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験
5. 上記事業の実施に向けた調査、関係者の意見調整及び計画の策定

■物流生産性向上設備・機器等導入事業

1. パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準仕様パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入
2. 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入
3. 上記の設備・機器等の導入の効果検証

公募の期間

令和7年7月14日（月）～予算額に達する日まで

課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

①提出方法

- ・原則電子メールにより下記アドレスに提出。やむを得ない場合には、郵送又は宅配便、バイク便、持参可。
- ・FAXによる提出は不可。
- ・課題提案書等をメールで送付する場合は、件名を「物流生産性向上推進事業（申請者名）」とすること。
※メール受信トラブル防止のため、メール送付後、下記問い合わせ先に必ず電話連絡を願います。

②郵送等の場合の提出先：下記問い合わせ先宛に願います。

③郵送等の場合の提出部数：課題提案書 1部

※コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等を含めて、A4片面クリップ留めでご提出願います。

相談窓口

食品等流通合理化計画に係る認定書類や公募書類の記入方法、申請者の要件や補助対象設備等に関するご相談については、オンラインもしくは直接訪問してご説明することも可能です。ご要望のある方は問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先

101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階
公益財団法人食品等流通合理化促進機構 業務部
TEL : 03-5809-2176 E-mail : logi-suisin@ofsi.or.jp

令和6年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器等の導入等、物流改善に取り組む事業者に対し、現状抱えている課題の解決支援を行います。

URL：<https://www.ofsi.or.jp/logi-banso>

■専門家等の派遣を希望する依頼者の募集

食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者を対象に、産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等を派遣します。

■専門家等の公募

本事業を推進するにおいて、依頼者に派遣する物流等の専門家等を広く募集します。

公募の期間
令和7年4月11日（金）～令和8年3月末（但し予算終了まで）
相談窓口
「専門家派遣事業利用申込書」や「専門家登録申請書」等の記入方法、申し込みの要件等に関するご相談については、オンラインもしくは直接訪問してご説明することも可能です。ご要望のある方は問い合わせ先にご連絡ください。
問い合わせ先
101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階 公益財団法人食品等流通合理化促進機構 業務部 TEL：03-5809-2176 E-mail：logi-banso@ofsi.or.jp

〈日本商工会議所・東京商工会議所〉「中小企業の賃金改定に関する調査」の集計結果が公表されました

日本商工会議所ならびに東京商工会議所（ともに小林健会頭）は、標記調査を実施し、「中小企業の賃上げ率は正社員全体で4.03%、20人以下の小規模企業で3.54%」との副題とともに、6月4日に調査結果を公表しました。

厳しい人手不足に加え物価上昇が続くなか、中小企業も積極的な賃上げを進めております。本調査は、昨年度に引き続き、雇用の7割を支える中小企業の賃上げの実態を詳細に把握し、今後の要望活動に活かしていくために実施しました。

調査結果のポイントは以下のとおりです。

■2025年度の賃上げ実施状況

- 「賃上げを実施（予定含む）」する中小企業は約7割、20人以下の小規模企業では約6割。
価格転嫁の遅れや米国関税措置等で先行き不透明との声もあり、昨年に比べ、「未定」の回答が増加
【全体】 賃上げを実施 69.6%（▲4.7ポイント）、未定 23.5%（+3.1ポイント）
【小規模企業】 賃上げを実施 57.7%（▲5.6ポイント）、未定 31.9%（+2.9ポイント）
（ ）は昨年対比

■正社員の賃上げ額・賃上げ率

- 正社員の賃上げ率は4.03%。昨年調査から0.41ポイント伸び、4%台に。
20人以下の小規模企業では3.54%で、昨年調査からの伸びは+0.20ポイントに止まる。
【全体】 賃上げ額 11,074円、賃上げ率 4.03%（+0.41ポイント）
【小規模企業】 賃上げ額 9,568円、賃上げ率 3.54%（+0.20ポイント）
○都市部、地方ともに昨年以上の賃上げが進むが、地方・小規模企業で上げ幅がより小さい。
【都市部】 賃上げ額 12,857円、賃上げ率 4.37%（+0.48ポイント）
【地方】 賃上げ額 10,627円、賃上げ率 3.94%（+0.41ポイント）
【地方・小規模】 賃上げ額 9,269円、賃上げ率 3.55%（+0.34ポイント）
（ ）は昨年対比

詳細につきましては、以下の日本商工会議所のHPをご覧ください。

<https://www.jcci.or.jp/news/research/2025/0604153019.html>

（参考）調査概要

（1）調査地域：全国47都道府県

（2）回答企業数：3,042社 ※うち、組合あり：313社（10.3%）

（3）調査期間：2025年4月14日～5月16日

（4）回収商工会議所数：394商工会議所

（5）調査方法：各地商工会議所を通じて企業へ依頼

〈農林水産省〉食料システム法に関する地方説明会の開催及び参加者の募集について

この度の通常国会で成立した「食料システム法」について、生産・加工・流通・販売といった食料システムに関わる皆様に御理解いただくとともに、今後の具体的な施策を検討するにあたり、皆様の御意見をお伺いするため、地方説明会が開催されますのでお知らせします。

詳細につきましては、以下の農林水産省のHPをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/kikaku/250710.html>

〈公正取引委員会〉フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書について

公正取引委員会は、5月12日、「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」を公表しました。概要は、以下のとおりです。

○調査趣旨

- フードサプライチェーンにおいて生じる食品ロス、廃棄物の処理コストを底上げし、飲食料品の製造業者・卸売業者・小売業者は廃棄に伴うコストを負担しなければならず、このような無駄な費用の発生には、フードサプライチェーンにおける商慣行が影響しているともいわれている。
- 公正取引委員会は、これまでもフードサプライチェーンにおける取引実態について関心を有しており、各種実態調査を実施してきたが、前回調査から相当の期間が経過しており、加工食品業界における商慣行について競争政策上の問題を懸念する声が寄せられていた。
- フードサプライチェーンにおける取引の適正化を図るとともに、食品ロスの削減を後押しすることを目的として、食品ロスの発生にもつながる商慣行について、独占禁止法上等の考え方を示すため、改めて実態調査を実施した。

○本実態調査の対象としたフードサプライチェーンにおける商慣行（本件商慣行）及び回答者からのヒアリング結果

1. 3分の1ルール（納品の期限に関する商慣行）
 - 商慣行として卸売業者や小売業者から一方的に強制されるため、従うしかない。
 - 卸売業者の物流センターで在庫として滞留期間が生じるが、卸売業者の管理ミスでその滞留期間が長くなり、小売業者への3分の1の納品期限が超過してしまい、卸売業者が小売業者に納品できずに当社（製造業者）に返品してくることがある。この場合の輸送や廃棄に係る費用は当社持ちで、負担が大きい
2. 短いリードタイム（納品の期限に関する商慣行）
 - 特売日の前日に発注数量が確定し、その翌日には納品しなければならないため、見込み生産を行うしかないが、必ずしも情報どおりの発注数量とはならないことから、生産調整は非常に難しく、欠品や余剰在庫が発生してしまい、どうしても生産コストが上がってしまう。
 - 短いリードタイムとセットで多頻度小口配送も求められることが多いが、それに伴う輸送コストの増加分については協議してもらえず、価格転嫁できていない。
3. 日付逆転品の納品禁止（納品の順番に関する商慣行）
 - 卸売業者から小売業者への納品の段階で日付逆転品が生じた場合など、卸売業者のミスであるにもかかわらず、卸売業者から当社（製造業者）に返品されることがある。
4. 日付混合品の納品禁止（納品の順番に関する商慣行）
 - 発注者があらかじめ取り決めた納品単位（ロット）を守ってくれない。例えば、50個単位で受注・生産をしているのに、10個だけ発注されることがあり、これに応じざるを得ないときがある。後日、100個発注された際に、この40個を含めて納品したいが、許してもらえない。半端になった古い日付の在庫品について、他の発注者に納入できないときは廃棄せざるを得ず、その処分費用は当社（製造業者）が負担させられている。
5. 欠品ペナルティ
 - 欠品した理由が、当社（製造業者）では責任の取りようのない天災等の不可抗力による場合でも、欠品ペナルティが課されることがある。

○本件商慣行に係る独占禁止法上等の考え方

1. 総論

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。本件商慣行を理由として行われる不利益行為に係る独占禁止法上等の考え方は、後記2（1）～（5）のとおりであるが、いずれについても、取引条件について、以下の点にも留意が必要。

- ・発注者と納入業者との間で十分な協議が行われ、納入業者が納得の上で同意していることが重要。
- ・仮に事前に協議の上で合意していたとしても、納入業者にあらかじめ計算できない不利益や、合理的範囲を超えた不利益を与える場合には問題となり得る。

なお、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならないことに留意が必要。

2. 本件商慣行ごとの考え方

取引上の地位が納入業者（製造業者及び卸売業者）に優越している発注者（納入業者の納入先となる小売業者、卸売業者等）が、次の（１）～（５）に該当するような行為を行った場合は、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

（１）３分の１ルール 下記の場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき。 ・納入業者から商品を購入する契約をした後において、正当な理由がないのに、当該商品の全部又は一部の受領を拒む場合。 ・納入業者から受領した商品を返品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、納入業者との間で明確になっておらず、納入業者等にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、その他正当な理由がないのに、納入業者から受領した商品を返品する場合。	〈具体的な事例〉 ➢製造業者と協議することのないままに小売業者と卸売業者で納期を３分の１ルールに基づいて設定し、これを守るように製造業者に対し一方的に通告すること。 ➢天災等の製造業者に責任のない事情により納期に間に合わないことについて製造業者から事前の相談を受けたにもかかわらず、一方的に商品の受領を拒否すること。
（２）短いリードタイム ・短いリードタイムによる発注を行い、これにより製造コストが通常よりも増加しているにもかかわらず、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、納入業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき。 ・実質的にあらかじめ商品の製造等を発注していると認められる場合において、これを受けて納入業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、一方的な都合により、納入業者が製造等に要した費用を支払うことなく、発注を取り消す場合。	〈具体的な事例〉 ➢生産に１週間かかる商品を、前日発注・翌日納品させるため、製造業者に見込み生産をさせているにもかかわらず、実際には、見込み生産量よりも少ない量しか発注せず、その結果生じた廃棄に係る費用等を製造業者に一方的に負担させること。 ➢納期までの期間が生産にかかる期間よりも短い発注をし、納入業者の生産コスト等が大幅に増加したにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めること。
（３）日付逆転品の納品禁止 日付逆転品の納品禁止の商慣行を理由として、正当な理由がないのに、受領拒否又は返品する場合の考え方は、前記（１）と同じ。	〈具体的な事例〉 ➢日付逆転品が発生した原因が道路事情などの納入業者に責任のない事情による場合であるにもかかわらず、納入業者と協議することなくその納品を認めず、その返送や廃棄に係る費用を製造業者に一方的に負担させること。
（４）日付混合品の納品禁止 日付混合品の納品禁止の商慣行を理由として、正当な理由がないのに、受領拒否又は返品する場合の考え方は、前記（１）と同じ。	〈具体的な事例〉 ➢あらかじめ合意していた発注ロットを守らずに発注（例：発注ロットが１００個であるにもかかわらず２５０個発注）し、これに一方的に応じさせ、製造日付順の納品管理を困難にさせておきながら、日付混合品の納品を認めず、廃棄に係る費用等を製造業者に負担させること。
（５）欠品ペナルティ ・納入業者が納期までに納品できなかった場合の欠品ペナルティを、その額や算出根拠等について納入業者と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額を超える額を負担させる場合。 ・商品を購入した後に、正当な理由がないのに契約で定めた対価を変更することなく、欠品ペナルティ相当額を差し引くことにより対価を実質的に減額する場合。	〈具体的な事例〉 天災等の製造業者に責任のない事情により欠品した製造業者に対し、一方的に予定していた利益相当額や売上額を補償させること。

○詳細は、以下の公正取引委員会HPをご覧ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/0512_foodsupplychain.html